

質問回答書

番号	質問	回答
1	業務仕様書 3 施設及び設備の維持管理に係ること(5 ページ) 平面図や設備台帳(設備名称・メーカー・型式・設置年・更新履歴・保守契約状況)などが分かる資料をご提供ください。	みかもクリーンセンターにて、資料の閲覧が可能です。お越しになる日時、閲覧資料を事前に衛生施設課まで連絡ください。
2	業務仕様書 3 施設及び設備の維持管理に係ること(5 ページ) 施設設備の保守管理業務について、既存保守契約上、メーカー系保守会社への継続委託が必要な設備がある場合は、会社名および担当者の連絡先をご教示ください。	仕様書に記載されている昇降機設備以外に、フルメンテナンス契約を推奨・指定している業務はありません。
3	業務仕様書 第7 施設の修繕・改修について(10 ページ) 過去5 年間の修繕実績(修繕箇所・金額・発注区分)をご提示ください。また、大規模改修、設備更新の計画がございましたらご教示ください。	みかもクリーンセンターにて、資料の閲覧が可能です。(個別の修繕金額については、閲覧不可)お越しになる日時、閲覧資料を事前に衛生施設課まで連絡ください。 現在のところ、大規模修繕の計画はありません。
4	募集要項 P4 応募資格について、④については温水プール・トレーニングルーム・温浴施設それぞれの実績ではなく、3機能全て付帯されている施設の実績が必要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	質問	回答
5	同様に⑤について、月額登録制とはクレジットカード・キャッシュカード等から引き落としがかかる支払い方法の施設という認識でよろしいでしょうか。また、この実績要件については、その趣旨から運営を担当する企業が保有している必要があるという認識でよろしいでしょうか。	月額登録制を採用した公共施設の運用実績を保有している必要がありますが、施設利用料金の徴収方法については、応募に際して要件としておりません。共同事業体の場合については、条件を満たす構成員がグループ内に含まれ共同事業体として要件を満たす必要があります。
6	募集要項 P8 の(2)利用の許可等に関することについて、「管理者の変更により利用者が不利益を被らないようにしてください」とありますが、月額登録会員が受講できる教室についても、利用者が不利益を被らないように教室内容・本数を原則継続する必要があるという認識でよろしいでしょうか。	該当の部分に関しては、仕様書 P.4 の「2 利用の許可等に関すること(1)利用申込の受付、許可等」の業務について、令和 9 年 3 月 31 日以前に受付、許可したものは、令和 9 年 4 月 1 日以降にも引き継いでください。
7	募集要項 P12 の③自主事業に係る利益の還元について、本項目は自由提案と思慮致しますが、自主事業が黒字となった場合に、利益ではなく想定収入額を超過した一部を還元するような形でも問題ないでしょうか。	該当の部分に関しては、自由提案となりますので、そのような提案も可能です。

番号	質問	回答
8	募集要項 P13の(9)区分会計の独立と管理口座について、収入に係る施設独自に口座は設けますが、本社で一括管理していることや不正防止等のために施設独自の口座から支出することが難しいため、本項目の趣旨を踏まえ、帳簿等で会計を切り分けることができれば問題ない認識でよろしいでしょうか。	募集要項に記載のとおり、指定管理業務に関する収入及び支出については、団体自身の口座とは別の口座で管理をお願いします。
9	募集要項 P13 の(2)選定方法について、一次審査は単に応募資格が問題ないかを確認するもので、最終的には二次審査の点数で候補者を決定する認識でよろしいでしょうか。	一次審査では、応募資格及び提出書類等について確認を行い、書類の不備なく応募資格を満たしていると認められた応募者を対象に二次審査を実施します。 二次審査においては採点等の評価結果を踏まえ、総合的に指定管理者候補者を選定します。
10	募集要項 P13 の(2)選定方法について、意図しない接触を避けるため、選定委員をご教示ください。	選定委員については、募集要項 P.13「8審査基準・選定方法の(2)」に記載の構成において実施いたしますが、公平・公正な選定を確保する観点から、氏名等は公表しておりません。 なお、募集要項に記載する「審査に影響を与えるおそれのある接触」とは、本件の審査に影響を及ぼすことを目的とした働きかけ等を想定しており、意図しない接触のみをもって直ちに失格となるものではありません。

番号	質問	回答
11	別紙3上限額算定表について、上限額は5年合計の上限額を超えることがなければ、各年度の上限額が年度によって超えていても問題ない認識でよろしいでしょうか。	各年度の上限額は、5年間の合計を超えない範囲で、増減することは差し支えありませんが、各年度の金額に著しい偏りが生じないように上限額算定表の金額を参考に収支計画を検討してください。
12	●業務仕様書 P2 4 利用時間及び休館(場)日の設定 指定管理者の引継ぎに伴い、備品の持ち込みやネットワークの切替工事等が必要となる場合が想定されます。業務仕様書に定める「臨時の休館日若しくは休場日の枠組みを活用し、引継ぎのための休館日設けることは可能でしょうか。また可能な場合、承認手続きの時期の目安(いつまでに申請が必要か等)もあわせてご教示ください。	引継ぎに伴った切替工事等については、休館にならないよう最大限努め、市との協議のうえ休館(場)することがやむを得ない場合は、そのような対応をとることになります。
13	●募集要項 7P (7)個人情報の保護 現指定管理者が取得した会員情報は原則引継ぎ不可とされる一方、P8では令和9年3月31日以前に受け付けた予約は引き継ぐこととされています。指定管理者の切り替え時に貴市が想定している移行期間や運用方法、引継ぎ方法についてご教示ください。(切り替え前からの先行受付の可否等)	仕様書 P.12「第 11 指定期間終了後または業務終了の際の手続き 2 次期指定管理者への引継ぎ」に記載のとおり、次期指定管理者が指定され、1 月に基本協定を締結した後から引継ぎ期間となります。会員情報については、会員に個人情報の引継ぎを行う同意を得たうえで、現指定管理者から次期指定管理者へ引継ぎを行うことなどが想定されます。

番号	質問	回答
14	●募集要項 11P 7 指定管理料等について 「修繕費(施設・設備については1件につき100万円未満のもの)」とありますが、当該100万円は、消費税及び地方消費税を除く金額との理解でよろしいでしょうか。	消費税込みの金額になります。
15	●募集要項 11P 7 指定管理料等について 「修繕費(施設・設備については1件につき100万円未満のもの)」とありますが、修繕費には、工事費のほか、調査費、設計費、撤去処分費、仮設費その他当該修繕に付随する費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	修繕する施設や設備によって異なりますが、原則、修繕にあたり必要な経費は全て含みます。
16	●募集要項 11P 7 指定管理料等について 「修繕費(施設・設備については1件につき100万円未満のもの)」とありますが、同一原因または同一設備に関して複数の工事を実施する場合は、それぞれの工事費を合算して1件の修繕費として取り扱うとの理解でよろしいでしょうか。	実施にあたり疑義の生じるような案件については、その都度協議を行い、修繕を実施します。

番号	質問	回答
17	●募集要項 12P (5)精 算 一事業年度の指定管理料のうち修繕費に不用額が生じた場合は、市に返還するとありますが、修繕費が2,000 万円/年を超過した場合は、超過分については、市から別途補填いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕費に超過が発生した場合の費用の補填はございません。
18	●募集要項 P13 (2)選定方法 二次審査は申請者からのプレゼンテーションを踏まえて採点を行います。との記載がありますが、2 次審査におけるプレゼンテーションの実施形式(時間・参加可能人数等)についてご教示下さい。	二次審査は、プレゼンテーション 10 分間、質疑応答 10 分間とし、一事業者あたり、20 分を予定しています。選定委員会に参加いただける人数は、共同事業体であっても最大4名までとなります。4名以下でも差し支えありません。 会場には、パソコン、プロジェクター、スクリーンを用意しておりますので、PowerPoint 等を使用したプレゼンも可能です。その場合、USB にデータを入れて持参するか、ノートパソコンをご持参ください。また、紙媒体での資料配布も可能ですので、その際は 13部ご用意ください。 なお、二次審査の詳細なご案内は、二次審査の開催通知にて改めて記載いたします。

番号	質問	回答
19	●募集要項 P16 (2)現地説明会の開催 ※申請予定の団体は、参加をお願いします。との記載がありますが、現地説明会への参加の有無は評価対象とならないという認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	●様式 5 収支計画書 備品購入費(トレーニング器具購入費)は、5年間の予算が5千万円となります。備品購入費に不用額が生じた場合は、市に返還する必要があるでしょうか。	原則、不用額の返還は生じませんが、備品一覧に記載の購入更新対象品は、同等品以上の新規購入を適切に行っていたため、購入計画(機種、仕様)の報告や購入後の実績報告(備品明細)をお願いします。
21	●様式 5 収支計画書 備品購入費(トレーニング器具購入費)は、5年間の予算が5千万円となります。とありますが、備品購入費が5千万円を超える提案を行うことも可能でしょうか。	そのような提案を行うことは可能ですが、超えた場合の補填はございません。